

第4章

計画の基本理念

社会福祉基礎構造改革が進められ、平成12年（2000年）には従来の福祉のあり方を定めた「社会福祉事業法」が抜本的に改正された「社会福祉法」が制定されました。改正のポイントは、行政がサービスの内容を決定するのではなく、サービスの決定にあたっては、利用者の選択を重視する措置から契約への転換です。

「社会福祉法」の理念として、福祉サービスは個人の尊厳を旨とし、福祉サービスの利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとし（第3条）福祉サービスは利用者の意向を十分尊重し、多様な福祉サービスと保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう定めています（第5条）。更に、地域における社会福祉の推進を図るという考え方を明らかにしており、そこでは従来の社会福祉事業者のはかに、地域住民や地域で福祉に関する活動を行う人々の協働がうたわれています（第4条）。

こうした「社会福祉法」に規定された基本理念を踏まえ、すべての人がいきいきと自立した生活を送る福祉社会をつくりあげていく共通の理念として、以下を掲げます。

基 本 理 念

ともに生きる まちづくり